

中期計画について

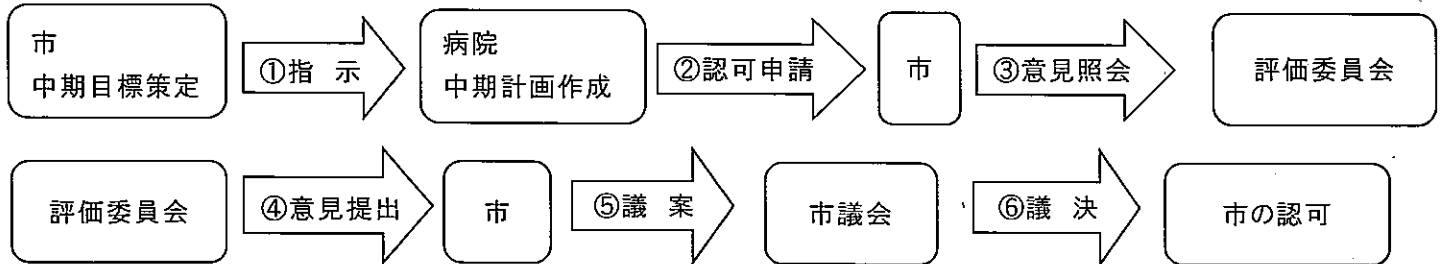
1. 中期計画とは

設置者が定めて法人へ指示した中期目標を達成するために、法人が作成する業務運営に係る具体的な計画で、この計画に基づき業務を行うことになっています。

中期計画は、市が評価委員会の意見を聴き、議会の議決を経て法人に対して認可します。

また、中期目標(中期計画)期間終了後には、中期目標(中期計画)の達成状況について評価委員会において評価するための基準となります。

『認可までの流れ』



2. 北松中央病院中期計画(案)の構成(中期目標との対比)

第4期中期目標
前文
第1 中期目標の期間
第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する事項
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項
1 効率的な運営管理体制の確立
2 収益の確保と費用の節減
第4 財務内容の改善に関する事項
第5 その他業務運営に関する重要事項
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開

第4期中期計画(案)
前文
第1 中期計画の期間
第2 住民に提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
1 地域で担うべき医療の提供
2 医療水準の向上
3 患者サービスの向上
4 地域医療機関等との連携
5 市の施策推進における役割
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 効率的な運営管理体制の確立
2 収益の確保と費用の節減
第4 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画
第5 短期借入金の限度額
第6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第7 剰余金の使途
第8 料金に関する事項
第9 その他業務運営に関する重要事項
1 財務体質の強化に関する特記
2 法令・社会規範の遵守及び情報公開
第10 佐世保市地方独立行政法人法の施行に関する規則で定める業務運営に関する事項
1 人事に関する計画
2 施設及び設備に関する計画
3 積立金の処分に関する計画
4 その他中期目標を達成するために必要な事項

※1網かけは、法定の記載事項。